

# 就学援助（入学準備金）のお知らせ

R3.1.1改定

## 就学援助制度とは

市内の市立小・中学校に通学するお子さま、または、市内に居住し国・県立の小・中学校に通学するお子さまをもつ世帯のうち、**経済的な理由により、学校での学習等に必要な費用の支払いにお困りの世帯**に対して「就学援助制度」を設けています。

●給食費 ●学用品費等 ●入学準備金 など



※ **給食費**は市立小中に通学する場合のみ支給されます

## 入学準備金について



- (1) 支給予定額（お1人につき）
  - ・小学校入学予定のお子さま 51,060円
  - ・中学校入学予定（小学6年生）のお子さま 60,000円
- (2) 支給時期・・・令和3年3月中旬～下旬頃
- (3) 支給方法・・・保護者さまの指定口座へ振り込み、もしくは学校経由で支払い

## その他の支給項目・支給方法

支給項目	小学校		中学校		内容
	対象学年	支給額	対象学年	支給額	
給食費	全学年		全学年		請求・口座からの引落はありません。
学用品費等 (年額)	1年生	13,230円	1年生	25,040円	各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月分から認定されている場合の金額です)
	2～6年生	15,500円	2, 3年生	27,310円	
修学旅行費	6年生		2年生		参加後に、各学校からの報告を元に支給します。支給は3～5か月後になります。 ※参加時点で就学援助受給中でないと対象となりません。 ※修学旅行費、校外活動費は支給上限額があります。
社会科見学費	5年生		—		
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	全学年		全学年		購入後に各学校からの報告を元に支給します。支給は3学期末です。 ※購入時点で就学援助受給中でないと対象となりません。 ※支給上限額があります。
卒業アルバム代等	6年生		3年生		
体育実技用具費 (柔道着のみ)	—		全学年		支給要件に該当する世帯のみ各学期終了後に支給します。 ※支給要件は各学校にご確認ください。
通学費	全学年		全学年		
災害給付金	全学年		全学年		事実発生後に支給します。

※ **就学援助の申請は毎年度必要です**

※今回、入学準備金（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は、改めて令和3年度の就学援助の申請手続き（3月以降）をする必要はありません

就学援助の対象となる方、申請の手続き等につきましては、裏面をご覧ください

# 1. 就学援助の対象となる世帯 および 用意いただく証明書類

**令和2年度就学援助の申請をされていない場合は、同時受付を行いますので、要件②⑤⑥の場合でも課税証明書等の書類が必要になります。**

生活保護を受けていないが、以下の要件のいずれかに該当する方  
 ※保護者全員が同一要件に該当する必要があります

	要件	証明書類																					
①	令和3年1月1日以降に生活保護の廃止・停止を受けた方	生活保護 停止・廃止決定通知書																					
②	市・県民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方	原則として不要 ※令和2年1月1日時点で福岡市に住民票のある方のみ（注1.2）																					
③	国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている方	国民年金保険料 免除申請承認通知書 又は国民健康保険料 減免承認決定通知書等 （申請時に全額減免を受けていること）																					
④	職業安定所登録の日雇い労働者の方、又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方	日雇労働被保険者手帳 又は 生活福祉資金貸付決定通知書 等																					
⑤	ひとり親家庭などの児童扶養手当を受けている方	原則として不要 ※区域外就学等で福岡市外に居住している方で、児童扶養手当を受けられている方は居住地で発行される児童扶養手当証書のご提示をお願いします。																					
⑥	市民税所得割額と県民税所得割額の合算が、下表「16歳未満のお子さまの人数および基準額」に示す基準額以下である方  表 16歳未満のお子さまの人数および基準額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="7">16歳未満のお子さまの人数および基準額</th> </tr> <tr> <th>税証明の年度</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>99,800円</td> <td>135,300円</td> <td>170,800円</td> <td>208,800円</td> <td>244,300円</td> <td>279,800円</td> </tr> </tbody> </table> ※【16歳未満のお子さまの人数】 ・令和2年度の場合・・・平成16年1月2日～令和2年1月1日までに生まれたお子さまの人数	16歳未満のお子さまの人数および基準額							税証明の年度	1人	2人	3人	4人	5人	6人	令和2年度	99,800円	135,300円	170,800円	208,800円	244,300円	279,800円	原則として不要 ※令和2年1月1日時点で福岡市に住民票のある方のみ（注1.2） （注1）令和2年1月1日に福岡市に住民票がない場合は、市県民税を証明する書類（課税所得証明書）のご提出をお願いします。 （注2）税の申告が済んでいない場合（給与所得のみで年末調整されている方を除く）は、審査することができませんので、収入がある場合、税務署または各区役所で申告をしてください。 ※令和2年度の税額・・・令和元年中（平成31年1月～12月）の収入にかかる税額
16歳未満のお子さまの人数および基準額																							
税証明の年度	1人	2人	3人	4人	5人	6人																	
令和2年度	99,800円	135,300円	170,800円	208,800円	244,300円	279,800円																	
⑦	上記の①～⑥には該当しないが、特別な事情により前年に比べて収入が減少し、認定基準以下と認められる方	令和2年度市・県民税を証明する書類 及び 収入が減少していることがわかる書類 等 （詳細は教育委員会教育支援課へご確認ください）																					

※ 証明書類は、原則として保護者である**父母2名分**が必要です（ひとり親家庭等の場合を除く）。お子さまを父母以外の方が扶養している場合、その方の証明書類も必要です。  
 ※ 生活保護受給中のお子さまの入学準備金は、生活保護により3月分保護費とあわせて支給されます。  
 ※ 証明書類の取得に時間を要する場合は、4月から通学予定の小・中学校、または教育委員会教育支援課までお早めにご相談ください。

## 2. 申請に必要なもの

- (1) 上記に記載の証明書類  
 ※証明書類は申請世帯ごとに一部ずつご用意ください。お子さまの人数分をご用意いただく必要はありません。
- (2) 申請書  
 各小中学校で配布しています。また、福岡市HPからもダウンロード可能です。
- (3) 通帳もしくはキャッシュカード  
 ※前年度から継続して申請する場合で、前年度から振込先口座を変更しない場合は不要です。新中1がいる世帯は、必ず前年度と同じ口座へ振込となります。
- (4) 印鑑(シャチハタ不可)

## 3. 申請場所

新小学1年生：お子さまが入学予定の**小学校**  
 新中学1年生：お子さまが通っている**小学校**（入学予定の中学校では申請できません）  
 または「教育委員会 教育支援課（福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所11階）」  
 ※学校で申請する場合、申請書は保護者が直接事務室へ持参して下さい。  
 ※**国・県立の小中学校**に入学予定、もしくは既に通っているお子さまがいらっしゃる場合は、「教育委員会教育支援課」で申請してください。

## 4. 申請時期

令和 3年 1月 4日（月）～令和 3年 1月 29日（金）

## 5. 入学準備金の返還について

以下のいずれかに該当する場合、入学準備金を返還していただくことになります。  
 (1) 令和3年3月末以前に市外転出された場合  
 (2) 福岡市内の市立、または国・県立の小中学校に入学されなかった場合  
 (3) 令和3年4月1日時点で上記1に示す要件に該当しなくなった場合

## 6. 問い合わせ先

教育委員会教育支援課（TEL 092-711-4693）  
 または、平尾小学校（092-522-8215）



福岡市HP（就学援助）

※読み取れない場合は「福岡市就学援助」で検索してください